

成果目標の考え方について

緑の文字・緑の欄

・・・現状の成果（数値）に関すること

ピンクの文字・オレンジの欄

・・・次期計画成果目標（計画遂行のための目標値）に関すること

青の文字・水色の欄

・・・活動指標（成果目標達成のための具体的な活動指標）に関すること

I 前計画の効果測定 >>計画5ページ>>

現計画では、国の指針（補足資料③）に基づき、平成30年度から32年度までにおける目標を下表のとおり定めました。達成状況は以下のとおりです。現計画と同様に、次期計画には、以下の表に加え、達成状況に関する分析を掲載する予定です。

※ 現計画において、達成困難の見込みであるものが2つあります。

項目	目標値		R1実績	
	国指針	本市設定	数値	達成状況
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行				
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数	59人 (9%)	42人 (7.1%)	37人	達成見込
(2)入所施設を利用する人の減少数	12人 減	20人 減	18人	達成見込
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括的支援体制の構築				
(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 ㊦	設置	設置済み	設置済み	達成
(2)入院後3か月以内に退院できる人の割合	69%	69%	85%	達成見込
(3)入院後6か月以内に退院できる人の割合 ㊦	84%	84%	91%	達成見込
(4)入院後1年以内に退院できる人の割合	90%	90%	95%	達成見込
(5)精神科病床における1年以上長期入院者数 ㊦	—	374人 以下	415人	達成困難
【成果目標3】地域生活支援拠点等の整備				
拠点の整備箇所数	1ヶ所	整備済み	整備済み	達成
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等				
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	179人	108人	118人	達成
(2)就労移行支援事業所を利用する人数	207人	227人	199人	達成見込
(3)就労移行率が3割以上の就労支援事業所の割合	50%	50%	69.2%	達成見込
(4)就労定着支援を利用する人の支援開始から1年後の職場定着率㊦	80%	80%	87.8%	達成見込
【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等 ㊦				
(1)児童発達支援センターの箇所数 ㊦	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	達成
(2)保育所等訪問支援の実施箇所数 ㊦	1ヶ所	2ヶ所	3ヶ所	達成
(3)-1 主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数 ㊦	1ヶ所	8ヶ所	6ヶ所	達成困難
(3)-2 主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数 ㊦	1ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	達成
(4)医療的ケアを必要とする障がい児支援のための協議の場の設置（平成30年度末まで）㊦	設置	設置	設置	達成

II 次期計画を効果測定する成果目標の設定 >>計画 14~16 ページ>>

現計画と同様に、国の指針（補足資料③ 7P～「第2」）に基づき定める予定です。

項目	目標値	
	国指針	本市設定
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行		
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数	34人 (6%以上)	25人 (4.4%)
(2)入所施設を利用する人の減少数	10人減 (1.6%以上)	10人減 (1.6%)
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		
(1)退院後1年以内の地域における平均生活日数 ㊦	316日以上	316日以上
(2)精神科病床における1年以上長期入院者数	10.6~12.3万人	計測中
(3)入院後3か月以内に退院できる人の割合	69%	69%
(4)入院後6か月以内に退院できる人の割合	86%	86%
(5)入院後1年以内に退院できる人の割合	92%	92%
【成果目標3】地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
(1)拠点の整備箇所数	1ヶ所	整備済み
(2)移行運用状況の検証・検討 ㊦	年1回	年2回
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等		
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	150人 (1.27倍)	150人 (1.27倍)
(2)就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数㊦	111人 (1.3倍)	111人 (1.3倍)
(3)就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数㊦	24人 (1.26倍)	24人 (1.26倍)
(4)就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数㊦	15人 (1.23倍)	15人 (1.23倍)
(5)就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用した人数 ㊦	計測中 (7割以上)	計測中
(6)就労移行率が8割以上の就労支援事業所の割合	70%	70%
【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等		
(1)-1 児童発達支援センターの箇所数	1ヶ所	3ヶ所
(1)-2 保育所等訪問支援の実施箇所数	1ヶ所	3ヶ所
(2)主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数	1ヶ所	7ヶ所
(3)主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数	1ヶ所	6ヶ所
(4)-1 医療的ケアを必要とする障がい児支援のための協議の場の設置	設置	設置済み
(4)-2 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置㊦	配置	20名配置
【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等 ㊦		
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	確保 ※表現について確認中(国・県)	
【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築 ㊦		
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	R5年度末までに体制構築 ※表現について確認中(国・県)	

1 福祉施設入所者の地域生活への移行に係る成果目標の考え方

【入所施設から地域での生活に移行する人数】

(1) 現状の確認（第5期計画実績）

区 分	数値	
平成29年3月31日時点の入所者数(E=A)	591	移行率
平成29年4月1日～令和2年3月31日の地域移行者数累計(F)	37	6.2%
平成29年4月1日～令和3年3月31日の地域移行者数累計予定(G)※	49	8.2%
令和3年3月31日における第5期計画の地域移行者数累計目標(H)	42	7.1%
目標達成見込		有

※算出根拠：H29年度から令和元年度までの3年間の平均移行者数（12人）を加えた人数とした。

(2) 第6期障害福祉計画の成果目標

区 分	数値	
令和2年3月31日時点の入所者数(K=B)	573	移行率
令和6年3月31日までの地域移行者数累計目標(L)※	25	4.4%

※算出根拠：R2年度の移行者見込（H29年度から令和元年度までの3年間の平均移行者数）12人＋障害者支援施設への調査により地域移行可能と判断した人数 13人（計測中）
（今後新設される日中サービス支援型GH等は、主に入所待機者の解消に活用するため、新規基盤整備による地域移行者は0人とする。）

【入所施設を利用する人の減少数】

(1) 現状の確認（第5期計画実績）

区 分	数値	
平成29年3月31日時点の入所者数(A)	591	減少率
令和2年3月31日時点の入所者数(B)	573	3.0%
令和3年3月31日時点(第5期目標年度)の入所者数見込み(C) ※	570	3.6%
令和3年3月31日における第5期計画の入所者数目標(D)	571	3.4%
目標達成見込		有

※算出根拠：H30年度から令和元年度までの利用実績伸び率を加味した推計値により算出。

(2) 第6期障害福祉計画の成果目標

区 分	数値	
令和2年3月31日時点の入所者数(I=B)	573	減少率
令和6年3月31日時点の入所者数目標(J) ※	563	1.6%
(I)-(J)	10	

※算出根拠：国基準のとおりとする。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る成果目標の考え方

(1)退院後1年以内の地域における平均生活日数（新）

国の指針に沿って設定

目標値の設定にあたっては、精神障がい者の精神病床からの退院後の一年以内の地域における生活日数の平均を**316日以上（上位10%の都道府県が達成している水準）**とすることを基本とする。

【参考】静岡県 290日（2016年調査時点） ※静岡市の現状値は不詳

(2)精神科病床における1年以上長期入院者数

第5期計画の達成状況			
区分		国	静岡市
1年以上の長期入院患者数	H26年度	18.5万人	501人
	R2年度目標	14.6～15.7万人	374人
	R1達成状況 (H26-R1減少率)	16.6万人 (10.3%減)	415人 (17.2%減)
第6期計画の成果目標			
区分		国	静岡市
1年以上の長期入院患者数	H30年度	17.2万人	413人
	R5年度目標	10.6～12.3万人	計測中

※算定方法は、国の基本指針 別表第四に示されているが、都道府県知事が定める計数に応じて変動。
静岡県が当該計数及び目標数を設定し、うち静岡市の目標数が示される見通し。

(3)～(5)入院後（3か月、6か月、1年以内）に退院できる人の割合

国の指針に沿って設定

目標値の設定にあたっては、入院後3か月時点の退院率については**69%以上**、入院後6か月時点の退院率については**86%以上**、入院後1年時点の退院率については**92%以上（いずれも上位10%の都道府県が達成している水準）**とすることを基本とする。

【参考】静岡市 3時点：85%、6か月時点：91%、1年時点：95%（令和元年度）

(4)保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 ※活動指標として計画に記載

第5期の達成状況		該当	実績（設置年度）
令和2年度末までに市町村における協議の場の設置	市町単独で設置	●	平成28年度以前

※第6期も引き続き設置する。

(5)市町村の協議の場における活動 ※活動指標として計画に記載

第6期の活動指標		R3	R4	R5
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数		2	2	2
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数		2	2	2
重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込み	保健	0	0	0
	医療（精神科）	4	4	4
	医療（精神科以外）	0	0	1
	福祉	5	5	5
	介護	1	1	1
	当事者	1	1	1
	家族	1	1	1
	その他（内容：法律家）	1	1	1
その他（内容：行政機関）	2	2	2	

※ 静岡市障害者自立支援協議会 地域移行支援部会を重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場に位置付け、年2回開催予定。参加者については、現在の部会員の構成をベースに、令和5年の委員改選時に「医療（精神科以外）」の委員追加を計画する。
 なお、保健分野に関しては、行政機関枠で参加する精神保健福祉課が当該役割を併せて担う。

3 地域生活支援拠点等における機能の充実に係る成果目標の考え方

(1) 地域生活支援拠点等の確保

第5期の達成状況		
令和2年度末までに地域生活支援拠点等を整備	市町単独で設置 (1ヶ所)	平成30年度
拠点等が有する機能	相談	●
	緊急時受入・対応	●
	体験の機会・場	●
	専門的人材の 確保・養成	●
	地域の体制づくり	●
	その他	

※第6期も引き続き設置し、それぞれの機能を強化していく。

(2) 地域生活支援拠点等に係る検証・検討

第6期の活動指標			
拠点等の整備、機能充実に向けた 検証及び検討を行う場の名称	静岡市障害者自立支援協議会 地域生活支援部会		
上記検証及び検討の年間実施回数 (※)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2	2	2

※ 算出根拠：地域生活支援部会での検証・検討を行うことから、地域生活支援部会の開催回数を目
標値とする。

4 福祉施設から一般就労への移行に係る成果目標の考え方

(1) 一般就労への移行者数

第5期計画の達成状況		数値等	
令和2年度中における福祉施設から一般就労への移行者数	第5期計画の成果目標(A)	108	
	見込値(B) ※令和元年度実績と同値と仮定	118	
第6期計画の成果目標		数値等	
令和元年度における福祉施設から一般就労への移行者数の実績	就労移行支援事業所(D)	85	
	就労継続支援A型事業所(E)	19	
	就労継続支援B型事業所(F)	12	
	生活介護、自立訓練、その他事業所	2	
	福祉施設 計(G)	118	
第6期計画の国指針に基づく令和5年度中の一般就労移行者数	就労移行支援事業所(H)	※(D)×1.30倍以上	111
	就労継続支援A型事業所(I)	※(E)×1.26倍以上	24
	就労継続支援B型事業所(J)	※(F)×1.23倍以上	15
	生活介護、自立訓練、その他事業所		-
	福祉施設 計(K)	※(G)×1.27倍以上	150
令和5年度中の一般就労移行者数(成果目標) ※国の基準のとおりとする	就労移行支援事業所(L)		111
	就労継続支援A型事業所(M)		24
	就労継続支援B型事業所(N)		15
	生活介護、自立訓練、その他事業所		-
	福祉施設 計(O)		150

(2) 就労移行支援・就労定着支援の利用者

第5期計画の達成状況		数値等
令和2年度中における就労移行支援事業の利用者数	第5期計画の成果目標(P)	227
	見込値(Q) ※H30実績→R1実績の伸び率=1.1987倍>目標値であることから、目標値を見込値とする。	227
第6期計画の成果目標		数値等
令和5年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者割合(成果目標)	令和元年度の一般就労移行者数(G)	118
	(G)のうち就労定着支援利用者数(R)	※計測中
	令和元年度の就労定着支援事業の利用者割合(R)÷(G)	※計測中
	令和5年度の一般就労移行者数(O)	150
	(O)のうち就労定着支援利用者数(S)	※計測中
	令和元年度の就労定着支援事業の利用者割合(O)÷(S)	※計測中

※厚生労働省より対象者の定義が示されていないことから、現在計測中。

(3) 就労定着支援事業所の就労定着率

現状の把握		数値等
令和元年度末における 就労定着支援事業所の 数等	指定事業所数(T)	9
	(T)のうち就労定着率8割以上の事業所数(U)	7
	(U)の事業所割合 (U)÷(T)	0.778
第6期計画の成果目標		数値等
令和5年度末における 就労定着支援事業所の 数等 (成果目標)	指定事業所数(V)	20
	(V)のうち就労定着率8割以上の事業所数(W)	14
	(W)の事業所割合 ※国の基準のとおりとする。	0.7

5 障害児通所支援等の地域支援体制の整備に係る成果目標の考え方

(1) 児童発達支援センターの設置

第5期の達成状況	
令和2年度末までに児童発達支援センターを設置	市町単独で設置 (2ヶ所)
第6期の達成状況	
令和5年度末までに児童発達支援センターを設置 ※指定相談状況等を踏まえ、設定	市町単独で設置 (3ヶ所)

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制構築

第5期の達成状況	
令和2年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	市町単独で構築 (3ヶ所)
第6期の達成状況	
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築 ※サービス見込量等から現状維持	市町単独で構築 (3ヶ所)

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保

第5期の達成状況	
令和2年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保	市町単独で確保済 (6ヶ所) ※目標の8箇所を下回る
第6期の達成状況	
令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保 ※指定相談状況等を踏まえ設定	市町単独で確保済 (7ヶ所)

(4) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保

第5期の達成状況	
令和2年度末までに主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	市町単独で確保済 (6ヶ所)
第6期の達成状況	
令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保 ※現状維持	市町単独で確保済 (6ヶ所)

(5) 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場設置

第5期の達成状況 ※				
令和2年度末までに医ケア児支援のための協議の場の設置 ※第6期も同様に設置	市町単独で設置済			
第6期の達成状況				
医療的ケア児コーディネーターの配置数	R2(見込み)	R3	R4	R5
※指定特定・障害児相談支援事業所に配置される医療的ケア児コーディネーター(加算対象者)の実績数から推計	17	18	19	20

6【新規】相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保に係る成果目標の考え方

(1)現状の整理

現状の整理		該当	実績（整備年度）
令和2年度末までの基幹相談支援センター設置	設置（委託）	●	平成28年度以前
	設置（直営）	-	
	設置（直営＋委託）	-	
	未設置	-	-
市町における相談支援体制整備に係る課題認識	全事業所で相談支援専門員を含む相談員が不足しており、業務多過の状態となっている。また、現在各障害種別（身体・知的、精神）の事業所を各区に1箇所ずつ配置しているが、区を超えての相談が多く寄せられたり、困難事例が増えてきている状況の中、そもそもの事業所数の不足も課題となっている。		

(2)相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保（成果目標）

第6期の成果目標		該当	設置予定年度
令和5年度末までに基幹相談支援センター設置	設置（委託）	●	令和2年度までに設置済
	設置（直営）	-	
	設置（直営＋委託）	-	
	設置しない	-	-
基幹相談支援センター以外での(3)の実施体制の確保	【確保】 現在、市内相談支援事業所に2名在籍する主任相談支援専門員の資格所持者を増やしていき、各委託相談支援事業所がより高度な相談対応を行えるようにする。		

(3)相談支援体制の充実・強化等に向けた取組 [※活動指標として計画に記載](#)

①障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援実施

第6期の活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施有無	実施	実施	実施
実施者・実施方法	基幹相談支援センター業務の一環として各委託相談支援事業所から寄せられた専門的な事例についての対応を行う。		

②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

第6期の活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導・助言件数	160	184	208
実施者・実施方法	基幹相談支援センターが各委託相談支援事業所からの相談対応に応じ、必要に応じて委託相談支援事業所へ困りごとがないか働きかけを行う。		

【参考】 H29：291件、H30：174件：R1：159件

※R3目標値：令和2年度の対応件数を令和元年度と同水準の値

※R4目標値：R5目標値に向けて段階的増

※R5目数値：過去3年間（H29～R1）平均値

③地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援件数

第6期の活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数	36	39	42
実施者・実施方法	基幹相談支援センター各種研修会（多職種との連携によるアセスメント研修、強度行動障害者支援施設サポート事業研修会、防災研修会等）を行う。		

【参考】 H29：31件、H30：40件：R1：37件

※R3目標値：過去3年間（H29～R1）平均値

※R4目標値：R3目標値×過去3年間（H29～R1）伸び率の平均値（1.10）

※R5目数値：R4目標値×過去3年間（H29～R1）伸び率の平均値（1.10）

④地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施数

第6期の活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	65	76	89
実施者・実施方法	基幹相談支援センターが静岡県社会福祉士会、市社協、各区地域福祉推進センター等との連携強化を図るため各種会議や相談会等に参加する。		

【参考】 H29：51件、H30：88件：R1：57件

※R3目標値：過去3年間（H29～R1）平均値

※R4目標値：R3目標値×過去3年間（H29～R1）伸び率の平均値（1.18）

※R5目数値：R4目標値×過去3年間（H29～R1）伸び率の平均値（1.18）

7【新規】障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築に係る成果目標の考え方

(1)現状の整理

市町における障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る課題認識	障害支援区分認定調査員研修には例年新任職員が参加しているものの、相談支援従事者初任者研修には参加できていない。また、事業所指導監査については、事業所数の増加に見合った職員配置体制を整備することで、適正な実施を図る必要がある。さらに、審査支払等システムでの審査結果に係る分析や事業所指導監査結果について、関係機関と十分に共有できていないため、今後、共有していく仕組みづくりが必要である。
-------------------------------------	--

(2)障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（成果目標）

令和5年度までに障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	※(3)の項目について職員への周知、意識付け、配慮や関係自治体との必要な連携等を実施する体制構築の有無	令和5年度までに体制構築する
--	---	----------------

(3)障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組 ※活動指標として計画に記載

①県が実施する障害福祉サービス等に関わる研修の市町村職員参加人数

第6期の活動指標	R3	R4	R5
相談支援従事者初任者研修の参加人数 ※現在実績がないため、各年1人を設定。	1	1	1
障害支援区分認定調査員研修の参加人数 ※過去三か年の平均値から算出	8	8	8
市町職員への周知、意識付け、配慮等の取組の具体	新規で障害支援区分認定調査に携わる職員については、確実に研修を受講するよう周知し、研修資料の内容を課内で情報共有し、確実に活用する。相談支援の支給決定事務に携わる職員については、必要に応じて研修を受講するよう周知する。		

②システム等での審査結果分析・共有等

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築時期		令和3年度までに構築		
上記体制の具体	審査支払事務の効果的・効率的な実施に向け、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析内容や審査支払事務における課題等について静岡県及び2政令市で共有する。			
上記共有を実施する回数		R3	R4	R5
		1	1	1

③事業所指導監査の適性実施と結果の共有

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無		令和3年度までに確保		
上記体制の具体	厚労省の関係通知を踏まえ、実地指導、集団指導及び必要に応じて実施する監査を適正に実施する。また、静岡県及び2政令市により、例年2回開催している「障害福祉サービス事業者指導連絡会」において、それぞれの指導監査結果について共有する。			
事業所指導監査結果の共有回数		R3	R4	R5
		1	1	1

